

気仙沼市の合法性・持続可能性及び発電利用に供 する木質バイオマスの代行証明に係る事務取扱規定

気仙沼市産業部農林課

第1 目的

本規定は、森林所有者及び零細な個人経営の林業事業者等（以下、森林所有者等）が発電利用に供する木質バイオマスとして木材を供給するに当たり、業界団体認定を受けられない特殊な事情がある場合、気仙沼市（以下、市）が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日 林野庁公表）3（3）「個別企業等の独自の取組による証明方法」に準じて行う持続可能性及び発電利用に供する木質バイオマスの代行証明に関する事務手続について定めるものである。

第2 本規定に基づく証明の対象

市内の木材出荷者で以下の事情により業界団体認定を取得できないもの

- 1 伐出を業としない臨時の出材をするもの
- 2 零細な個人経営の業者で業界団体に加入が困難なもの
- 3 その他、業界団体認定を取得できない合理的な理由があるもの

第3 合法性等証明申請書

合法性等証明を受けようとする者は、申請書（別記様式1）に、次の各号に掲げる文書の写しを添付し市に申請しなければならない。

- 1 伐採届適合通知書
- 2 保安林伐採許可書
- 3 15条伐採届
- 4 森林経営計画認定書
- 5 その他森林法上の手続きを満たすことを示す書類

第4 審査

市は、第3の申請が次の基準に照らして適切であるか審査するものとする。

- 1 第3各号の文書が森林法上の手続きを満たすものであること
- 2 当該木材が第3各号の文書が示す伐採箇所からのものであることを示す、合理的な理由があること

第5 証明書の発行

市は、第4の審査により適切と認められた場合、当該木材の合法性等を証明する証明書を森林所有者等に発行するものとする。

第6 経緯の公表及び文書の保管

- 1 市は、申請者等が本規定により証明した木材を販売する場合、木質バイオマスの種類、森林所有者等、伐採箇所などの情報を公表することができるものとする。
- 2 前項の情報の公表及び審査の経緯に係る文書は5年間保存するものとする。

第7 立ち入り検査

市は、必要に応じて、森林所有者等による合法木材等の取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、森林所有者等は、市から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど市に協力しなければならない。

附則 この規定は、平成25年 5月27日から施行する。